# 鄭玄に至る『周礼』解釈の変遷について

学習院高等科教諭　間嶋　潤一

## 一　はじめに

鄭玄の『三礼注』が、王粛の激しい論駁にもかかわらず、他の礼解釈書を圧倒し、権威を持ち続けたのは何故か。『周礼』[1]を推重し、『周礼』を基準とする『三礼』相互の連関による解釈を施し、整然とした礼体系を構築したからであろう。[2]しかし、その解釈は、古文学先儒の『周礼』表章の成果を得てはじめて成立したことを指摘しなければならない。『周礼』は、漢代に於いて、経書としては珍しくその信憑性が疑惑の対象とされており、そのため、古文学先儒の『周礼』の権威を称揚せんとする作業が間断なく意識的に行われ、純学問的・政治的に経書としての権威確立の成果を得て、遂に鄭玄の解釈が導き出されたと考えられるのである。つまり、それは、経学史が示すとおり、劉歆を始めとし、杜子春、鄭興、鄭衆、賈逵、馬融の解釈を経て、鄭玄に至るのであった。

本稿は、この鄭玄に至る『周礼』解釈の変遷を概観せんとするものである。しかし鄭玄の解釈に於ける先儒の解釈の受容をより明確にするため、鄭玄がその著『周礼注』に援引する先儒のみをとりあげることにしたい。[3]

## 二　杜子春に就いて

杜子春の行迹は、『後漢書』には不載で、賈公彦の「序周礼廃興」引馬融『周官伝』序、『礼記』大題疏引儒林伝、及び『経典釈文』序録にみられるだけである。それらに依れば、東漢初めまで生きながらえた、劉歆の周礼学に於ける唯一の高弟で、永平初年、南山に家居した、九十に垂んとする彼は、『周礼』を鄭衆・賈逵らに教授したとある。

杜子春の『周礼』解釈は、彼の解釈を援引・推闡した鄭衆の解釈を、更に「讃弁」（序周礼廃興引鄭玄周礼注序）した鄭玄の『周礼注』にある百八十七条から窺うことができる。その特徴は、校勘・訓詁、所謂「弁正文字音読」を主とすることである。また僅少であるが、『左伝』・『儀礼』等の援引に依る礼解釈があることも指摘しておかなければならない。

つまり、『周礼』解釈史に於ける杜子春の功績は、難読難解であった『周礼』の表章の基礎作業である校勘・訓詁を、鄭衆らに伝えた点に在る。杜子春が、劉歆を継承したそれを伝えたからこそ、『周礼』は読解可能となり、以後の鄭衆ら解釈者が、『周礼』を体系的に把握し、そこに理念を託することができるようになったのである。しかし、それだけではなく、杜子春の解釈には、鄭衆、延いては鄭玄の具体的な礼解釈の方向・態度が示現されていた。これらの点に於いて、私は以前に、杜子春の解釈を鄭玄の『周礼』解釈の原型であると位置付けておいたのである。(4)

斯くの如く、『周礼』解釈史に於いて、杜子春は没却し得ない人物であるにもかかわらず、その生涯は明らかではない。生年は西漢の元帝・成帝の際、光武帝中興時には五十余歳であったと推定できる。黄永武（許慎之経学四三〇頁～四三二頁）は、杜子春と杜林とは同族であると推測する。子春を名とする馬国翰の説（玉函山房輯佚書）を駁し、鄭衆が師である者の実名を呼ぶはずはなく、子春を字とし、杜林の父、子夏という字を持つ杜鄴と活躍時を一にしていることを指摘し、杜子春の本貫、河南緱氏（河南偃師県南）と、杜鄴の本貫、魏郡繁陽（河南新蔡県）とは近接することをあげる。また、『古文尚書』は杜林より出で、許沖の「上進説文表」に依れば、許慎の古文孝経説は衛宏に本づくことが知られその衛宏は杜林に師事したことがあるという例などを証左として、古文学の源流は、劉歆より後、杜家に属したことが察せられる。よって、劉歆の周礼学も杜家に継承されたと推測するのである。以上の如き黄永武の推測は、後半の論拠に問題はあるが、杜子春を杜家の一員と考えるのは一見識であると思う。

また、杜子春が『周礼』解釈書を著したかどうか。孫詒讓（周礼正義天官小宰疏）は、「夏官」射人注（四章参照）の鄭衆の杜子春説の引用の仕方から考察して、杜子春には解釈書がなかったと断言する。鄭衆らが業を受けた永平初年には、杜子春は九十に垂んとする高齢であったため、唯々正音通読し、口授したのみで、解釈書を著さなかったと考えるのが妥当であろう。

## 三　鄭興の解釈

鄭興は劉歆の左氏学の後継者であった。『左伝』の条例章句訓詁を撰し、劉歆の春秋義例説、『左伝』の訓詁を伝えたのである。(5) また、『周礼』にも精通し、劉歆から『周礼』を受けたと推測されるほか、東漢になってからは、杜子春に従って学んだ。その成果として『周礼解詁』を著すのだが、その書は大部分散逸してしまい、鄭玄が引く十五条のみが現在残っている。

今、十五条の残文をみるならば、あらかた「弁正文字音読」であり、この解釈の方向が、鄭興の『周礼解詁』の主たる内容と思われる。従って、鄭興の解釈は杜子春を超えるものではなかっただろう。しかし、次節の鄭衆の解釈を家伝の学業の成果とみるならば、まさにその淵源は鄭興に在るはずで、鄭興には鄭衆の解釈を導き出す、具体的な礼解釈法の提出があったかもしれない。

さて、十五条の中で採り上げておきたいのは「天官」甸師の「祭祀、共蕭茅」の注解、

蕭字或為莤。莤読為縮。束茅立之祭前、沃酒其上、酒滲下去、若神飲之。故謂之縮。縮、浚也。故齊桓公責不貢苞茅、王祭不共、無以縮酒。

である。鄭興は或本に依って「蕭」を「莤」となし、その「莤」の本字を「縮酒」の「縮」として(段玉裁周礼漢読考)、「蕭茅」を一事(6)とし、それを『儀礼』「士虞礼」の意に具体的に説明し、更に『左伝』僖公八年の伝文を援引し証明するのである。『左伝』の援引は、劉歆を継承する、『左伝』と『周礼』との経学的関連付けを行う態度の、『周礼』の訓詁に現われた一例である。『儀礼』への依拠は、杜子春にもみることができるが、もともと『儀礼』と伝承の異なる『周礼』の解釈になされたことは注目に値する。これらは鄭衆の解釈に於いて詳論されるであろう。

最後に一言加えておくならば、鄭興の解釈を鄭玄は紹介するものの、殆ど採用しなかったということである。これに対して、陳澧は「蓋以其為鄭司農(鄭衆)之父故引之耳。所謂成家世之訓也」(東塾読書記巻七)と解説している。

## 四　鄭衆の解釈

鄭衆は、父、鄭興の左氏学を継承し、劉歆以来の実証主義的資料主義的学風を確立し、『左伝』の表章に功績があった大儒である。(7)また鄭興と同様、『周礼』にも精通し、賈逵らとともに杜子春に師事し、『周礼解詁』を著した。

その解釈は、杜子春の校勘・訓詁を基底に据え、鄭興の解釈を摂取・容融しつつも、新異を打ち出す解釈形体をとっていたと想像されるが、その『周礼解詁』は夙に散逸し、鄭衆の解釈を考察するには、鄭玄が援引する七百三十二条に依拠するしかない。

鄭衆の解釈の第一の特徴は、他経の援引である。しかもそこには特定の意図・志向が存在する。

### (1)『左伝』の援引

『周礼』を解釈するに『左伝』を以てするのは、杜子春・鄭興の方法であった。しかし、彼らは主として字義解釈の根拠を『左伝』に求める。従って、具体的な礼解釈の

資料として『左伝』を本格的に採用したのは、鄭衆を嚆矢とする。例えば、「春官」内史の「凡命諸侯及孤卿大夫、則策命之」に、

春秋伝曰、王命内史興父、策命晉侯為侯伯。策、謂以簡策書王命。其文曰、王謂叔父、敬服王命、以綏四国、糾逖王慝。晉侯三辞、従命書策以出。

と注解する。『左伝』僖公二十八年の伝文を援引し、内史が諸侯を策命することを『左伝』に裏付け、更に『周礼』には明文のない策命の式・策命の儀を補うのである。『周礼』に於いて構想されている国家(以下『周礼』国家とする。)は、外藩諸侯を含めた、爵位による身分制によって、王権の確立・維持を保証しようとするものでもあった。従って、爵位の授与は王者の独占的権限である。そしてそれは内史の主宰する策命によって政治的機能を発揮する。策命は王権に関わる重要な儀式なのである。その具体的な礼を『左伝』に求める。『左伝』を『周礼』解釈に重要視していることが知られよう。

こんな具合に『周礼』の礼制を『左伝』に裏付け、明文のない所は補経する。その援引数は、字義解釈も含めると、八十三条もあり、鄭玄の五十三条と比べると遙かに多い。

『左伝』と『周礼』との連関の先蹤は劉歆に発している。劉歆は『左伝』を研究した結果、『周礼』を「周公致太平之迹」(序周礼廃興)と看做し、『左伝』と『周礼』との礼的関連性を認識した。[8]『春秋』隠公四年の経文の「遇」に対する義例に於ける『周礼』への依拠はその現れの一つである。[9]杜子春・鄭興を経た鄭衆・賈逵は劉歆のその所説を展開させ、『左伝』と『周礼』の関係を具体的に把握した。『春秋』制作の孔子の意図は「周礼」の顕揚に在るとし、『春秋』と「周礼」を直結させ、『左伝』をいわば「周礼」の礼解釈書と考えるのである。つまり、『左伝』と『周礼』は「周礼」に包括され得るのである。[10]この立場をとるからこそ、『左伝』を説くに『周礼』を以てするばかりでなく、『周礼』を説くに『左伝』を以てするのであった。

(2)『礼記』・『儀礼』の援引

他経の援引に就いて次に採り上げたいのは、『礼記』・『儀礼』の六十七条(内訳は『礼記』四十五条、『儀礼』二十二条)の援引である。例えば、「天官」甸師の「王之同姓有辠、則死刑焉」に、

王同姓有罪当刑者、断其獄於甸師之官也。文王世子曰、公族有死罪、則磬於甸人。又曰、公族無宮刑、獄成、致刑于甸人。又曰、公族無宮刑、不践其類也。刑于隠者、

不与国人慮兄弟。

と注解する。『礼記』「文王世子」にいう甸人と『周礼』の甸人は同じであると看做したうえで、「文王世子」を援引し、甸師が公族の死刑を掌ることを証明し、更に公族には宮刑はなく、墨・劓・刖の三刑があり、これらも甸師が掌ること、及び処刑の場所を補うのである。また、「春官」小祝の「設熬、置銘」に、

銘、書死者名於旌。(中略)士喪礼曰、為銘各以其物。亡則以緇長半幅、赬末、長終幅、広三寸。書名于末、曰某氏某之柩。竹杠長三尺、置于西階上。重木置于中庭。参分庭、一在南、粥余飯、盛以二鬲、県于重、冪用葦席、取銘置于重。

と注解する。『儀礼』「士喪礼」は士礼であるが、『礼記』「喪服小記」の「復与書銘、自天子達於士、其辞一也」を拠りどころとしたのであろうか、鄭衆は「士喪礼」を援引し、『周礼』には明文のない銘旌の形状を補うのである。

『儀礼』は、もともと高堂生が伝えた士礼十七篇で、「礼経」として学ばれた、基礎的な儀式を内容とするものである。『礼記』は、高堂生の学問を奉ずる后倉の弟子、戴聖の編纂になる、『儀礼』の注釈とみるべきものである。つまり、『儀礼』と『礼記』は当初から密接な関連を有していたのである。ところが、『周礼』は、河間献王が先秦古文とともに獲得したという記事(漢書景十三王伝)があり、劉歆以降に表章がなされたもので、伝承からいえば、『儀礼』・『礼記』と全く関連がない。

しかし、『周礼』周公制作説を継承した鄭衆は、周公制作という点に於いて『儀礼』を『周礼』と関連付け、「周礼」に包括せんとする。「夏官」射人の「王射、則令去侯立于後、以矢行告、卒令取矢」の注解、

射人主令人去侯所而立于後也。以矢行告、射人主以矢行告于公、下曰留、上曰揚、左右曰方。杜子春説、以矢行告、告白射事于王、王則執矢也。杜子春説、不与礼経合、疑非是也。

は、援引する諸侯の礼である『儀礼』「大射礼」に依拠し、王者の射礼に於ける射人の職掌を補ったうえで、杜子春の説に言及し、「礼経」、即ち『儀礼』と合致しないから正しくないだろうと杜子春の説を批判する。この批判の根底には、『周礼』と『儀礼』の礼的体系性を認め、『周礼』と『儀礼』とを統合せんとする解釈態度が示現されている。『儀礼』も周公の手になるものと考えるのである。

要するに、鄭衆は、所謂『三礼』という意識をはじめて

持ち、『三礼』の礼的体系性を明確に認めて、『周礼』解釈に『儀礼』・『礼記』を援引し、『周礼』経文と連関させ、『周礼』の組成を企図したのである。後の鄭玄は、『儀礼』・『礼記』にも注釈を施し、『周礼』を「経礼」、『儀礼』を「曲礼」と位置付け、『周礼』の優位性を保ちつつ、『三礼』を緊密に連関させた『三礼注』を著すのであるが、その方法・態度の直接的な原型はまさに鄭衆の解釈にあったのである。

(3)「春秋の義」

『左伝』・『儀礼』・『礼記』の援引によって組成された「周礼」を支持する理念は、所謂「春秋の義」といわれるものである。「春秋の義」とは、王者の権威の下に国家を秩序付ける理念である。鄭衆は固よりそれを『左伝』から導き出す。例えば、「秋官」小行人の「凡諸侯入王、則逆労于畿」に、

入王、朝於王也。故春秋伝曰、宋公不王。又曰、諸侯有王、王有巡守。

と注解する。「入王」を諸侯の王事と解し、その根拠として、『左伝』隠公九年・荘公二十三年の伝文を援引する。供職・朝覲等の王事は、「春秋の義」の具体的な現れとして把握されているのである。鄭衆はこの『左伝』の義理に依拠し、王者の絶対的権威を認めることによって成立する王事を『周礼』解釈に明示する。斯くの如き王者絶対主義が、前掲の内史の注解にもみられるように、鄭衆の『周礼』解釈を貫く理念なのである。つまり、鄭衆の組成した「周礼」は、常に王者の権威に統制されるものとなるのである。「春秋の義」を具体的実際的な礼体系に示現することが、鄭衆の解釈の目的であったのだ。

(4) 漢制の援引

『周礼』を漢制で解釈することは、古語を今語で解釈するのと同じく、訓詁の通例と捉えられるかもしれない。しかし、ここには、当時に於ける『周礼』表章の政治的意図が直接的に反映しており、鄭衆は特定の解釈意図のもとに行ったのではないかと思われる。

鄭衆の生きた時代前後は、活発な制礼作楽運動が展開されていた。礼制の上から東漢王朝の正統を合理付け、嘗てない宏大な官僚機構を維持し、その権力を揺ぎないものとするためである。張純・曹充・曹褒らは、再び緯書思想を導入し、改制という視点から、その要請に応えようとした(13)のに対し、『周礼』を奉ずる者は、『周礼』から集権国家維持に貢献できる行政原理を抽出し、それに依って蒐集した従来の漢制を再編成して、集権国家の秩序体系を整備せんと

した。[12] この運動と不可分の関係にあったのは、言うまでもなく古文学派、鄭衆・賈逵ら『周礼』解釈者であった。

鄭衆は漢制を援引すること八十余条であり、杜子春の五条、鄭玄の五十余条と比べると遙かに多い。[13] 例えば、「地官」郷大夫の「興賢者能者」に、

興賢者、謂若今挙孝廉。興能者、謂若今挙茂才。

と注解し、「秋官」小司寇の「大賓客、前王而辟」に、

小司寇為王道辟徐姦人也。若今時執金吾下至令尉奉引矣。

と注解する類である。鄭衆が目見した礼制を、西漢・東漢の区別なく漢王朝の礼制として、「今」と総称し、『周礼』をそれに擬定する。その援引した漢制は、孫詒讓(周礼正義略例十二凡)によれば、『史記』・『漢書』・応劭の『漢官儀』・衛宏の『漢旧儀』に概ね合致するという。

なかでも留意したいのは、「秋官」に於ける漢律の援引である。朝士の「凡盗賊軍、郷邑及家人、殺之無罪」に、

若今時無故入人室宅廬舍、上人車船、牽引人欲犯法者、其時格殺之無罪。(賈疏云、先鄭挙漢賊律)

と注解する類である。刑罰は、国家権力が人民を規制する最も有効な手段の一つである。西漢以来、律令の整備統一は常に問題とされ、東漢にはその詳細な注釈がなされた。[14] しかし、『周礼』は行政法典とみることはできても、刑法典とみるべきではない。多少の刑罰の規定はあるが、附随的存在に過ぎない。それにもかかわらず、鄭衆が漢律を多く援引するのは、結論的にいえば、『周礼』に国家権力による人民の統制理念を見出したからで、行政法典に止まらず、法刑体系も含む秩序体系の組成を志向したからである。

鄭衆が斯くの如く漢制を援引するのは、古文学派の経学の源流を周公に求めるのと併行する、漢制の沿革を周の制度に発するものと設定する故である、と単純には言えるだろう。しかし、もっと積極的な漢王朝との関わりのもとになされたものであると考えたい。「獲麟」解釈等の受命説と相須って、『周礼』を漢制に比擬することによって、理念上、漢王朝を周王朝に繋連させ、その正統を合理付け、漢王朝を周王朝の復元されたもの、と鄭衆は考えたのではないか。つまり、既述の如き解釈、『左伝』・『儀礼』等を以て具体的な秩序体系を組成したうえで、更に漢制に比擬し、漢王朝の現実の統治をその「周礼」の秩序体系の実現態と捉えようとしたのであろう。[15]

(5)『周礼』制作時の見解

最後に問題としたいのは、『周礼』制作時に対する鄭衆の見解である。馬融が紹介する、

（鄭衆）独以、書序言成王既黜殷命、還帰在豊、作周官。則此周官也。（序周礼廃興引馬融周官伝序）

が、それである。鄭衆は『尚書』「周官」序の「成王既黜殷命、滅淮夷、還帰在豊、作周官」に注目し、『尚書』「周官」（以下「周官」と略す）と『周礼』とを同書と看做す。言うまでもなく、現行本の「周官」を指しているのではない。これに対して、馬融は誤りであると駁するのであるが、その説明はなく、また鄭衆の見解もこの一条あるだけで、詳細を知ることはできない。

そこで、この点は馬融を継承したと思われる鄭玄の立場から、鄭衆説への批判をまず推測してみる。鄭玄は、周公の事蹟に関しては伏生の有力な代弁者である。伏生の「周公摂政一年叛乱、二年克殷、三年践奄、四年建侯衛、五年営成周、六年制礼作楽、七年致政成王」（尚書康誥疏・詩豳譜疏等）に依拠し、周公の事蹟を敷衍するのである。つまり、「三年践奄」とあれば、「成王征」の序「遂践奄」・「将蒲姑」の序「成王既践奄」・「多方」の序「成王帰奄」などと同じく、「周官」制作を周公摂政三年時のことと考え、また「六年制礼作楽」とあれば、『周礼』制作を摂政六年時のことと考えるのである。斯くの如く鄭玄は「周官」・『周礼』を周公の事蹟に位置付けたうえで、「周官」に言及し、その書は散逸してしまい、親しく見ることはできないが、制作者は周公ではなく成王、制作原理は「述天授位」であったろうと推測し、また「周官」制作の摂政三年時は、いまだ太平ならず、太平を告げたのは摂政五年末であると指摘し、[16] 結論として、「周官」は「周公致太平之迹」とは認められないと判断する。かくて鄭衆の見解に対する批判が成立するのであった。

しかし、『周礼』を「周公致太平之迹」と看做すのは、『周礼』解釈者の共通の認識であり、鄭衆もその例外であるはずはなく、既述の解釈はこの認識の上に成立しているのである。然らば、鄭衆の見解を如何に考えればよいのだろうか。

周公の事蹟は、伏生説とともに司馬遷・劉歆・班固・賈逵の説を挙げることができ、それは、後の王肅のいう「周公摂政遭流言、作大誥、而東征二年克殷、殺管蔡、三年而帰、制礼作楽、出入四年、至六年而成、七年営洛邑、作康誥召誥洛誥、致政成王」（詩豳譜疏等）にまとめられる。これに依れば、鄭玄と同様、「還帰在豊」は摂政三年時のこととなるのだが、司馬遷が「成王在豊、天下已安、周之官政未次序、於是周公作周官」（史記周本紀）と説明する如く、摂政三年時は既に太平と認識され、それを確固たるものとするため、

制礼作楽の一端として、周公は「周官」制作に着手、四年の歳月を要し、摂政六年時に完成したこととなるのである。つまり、鄭衆の周公の事蹟に於ける「周官」の位置付けは、司馬遷らと同じではなかったろうか。鄭衆は、司馬遷の如く考え、『周礼』解釈者の定説である『周礼』を「周公致太平之迹」と看做す考えで解釈することが可能である「周官」序に注目し、既にその「周官」が散佚しているため、『周礼』をそれに当て嵌め、「周官」即『周礼』と把握したのではないかと思うのである。斯く考えると、『周礼』の基本的認識は鄭玄と異ならず、唯々両者は周公の事蹟の採用に差違があるのみになろう。

## 五　賈逵の解釈

賈逵は、『左伝』の表章に最も功績があった大儒で、義例及び訓詁面に於いて左氏学の体系化を図り、左氏学の基礎を固めたと評価されている。[17] また、例外なく『周礼』にも精通し、『左伝』とともに『周礼』を父の賈徽から受け、杜子春に師事し、『周礼解詁』を著した。その書は当時に於ける解釈書の中で圧倒的な勢位を占めていたという。しかし、賈逵の解釈に対する鄭玄の評価は低く、「冬官攷工記」韓人注に一条を援引するだけであった。

賈逵の『周礼解詁』は、今は散速して全貌を知ることはできず、馬国翰の蒐集した十七条のみが残っている。しかし、中に賈逵の解釈の特徴を窺うことのできるものがいくつかある。次にそれを述べ、鄭玄との違いなどについても触れてみよう。

(1)　諸侯の地位

「春官」大宗伯の「春見曰朝、夏見曰宗、秋見曰覲、冬見曰遇」に、

一方四分之、或朝春、或宗夏、或覲秋、或遇冬。藩屏之臣、不可虚方俱行、故分趣四時助祭也。（詩大雅韓奕疏）

と注解する。賈逵は諸侯の朝見を分方分時説に依って説く。六服を四方に分け、更にそれぞれの服を四部に分けて、四時に朝見させる。この四時の朝見を朝・宗・覲・遇と呼称する。一年で一服、六年で六服が遍く朝見することになる。つまり、規則的な朝見によって王権は六服への干渉の連続性を有することになるのである。かくて、賈逵は朝見を「藩屏之臣」即ち「蕃衛・純臣」としての諸侯の義務行為であると指摘する。諸侯の地位に就いて、公羊説は「諸侯不純臣」とするに対し、左氏説は「天子蕃衛・純臣」とし、両者は相反する。鄭玄は「賓者、敵主人之称。而礼、諸侯見天子称之曰賓、不純臣諸侯之明文矣」と述べ、「秋官」大行人の職文を根拠として、公羊説に左袒す

る。（以上詩周頌臣工疏引五経異義駁五経異義）鄭玄の考え方からすれば、『周礼』に於ける諸侯の地位は、表面的ではあるが、寧ろ公羊説に合致することになる。しかし、賈逵は、『周礼』が古文経典であったためでもあろうが、左氏説を採用する。要するに、それは、その左氏説が持っている国家重視的な面を重んじ、朝見を全ての諸侯の「蕃衛・純臣」としての具体的な規制と捉え、諸侯を『周礼』国家に於いて名実ともに従属的地位に置かんとする、『周礼』の国家主義的解釈という明確な意図の示現であったのである。

以上の如き解釈は、「春秋の義」を実際礼制の秩序として捉えようとしたものである。鄭衆の解釈精神と基本的に変わりがないことが知られよう。

(2) 六官・六郷・六軍の編成

鄭衆の解釈の方向・態度と異なる賈逵の解釈の特徴は厳然としてあった。

逵以為、六郷大夫則冢宰以下。（序周礼廃興引馬融周官伝序）

これは六官・六郷の組織編成に対する見解である。「地官」序官に「郷老、二郷則公一人。郷大夫、毎郷卿一人」とある。六郷であるから、郷老は三人、その爵位は公といえる。つまり、「天官」宰夫以下の経文に十三見する王朝の三公即三郷老という等式が成立する。賈逵の見解は、この三公即三郷老の如く、六郷大夫即六官の卿（大宰（冢宰）・大司徒・大宗伯・大司馬・大司寇・大司空）を明言するものであった。この見解に従うと、「夏官」序官にある「軍将命卿」が重要な意味を有することになる。賈逵は六卿のほかに卿はないと考えるから、六軍の軍将即六卿となり、つまり六官の卿即六郷大夫即六軍の軍将と捉えられるのである。

更に推測が許されるのであれば、次の如く展開することになろう。

「地官」大司徒・小司徒、及び「夏官」序官に依って、六郷・六軍の組織編成を一覧すると、

○六郷（一郷）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五家為比 | 五家 | 比長（下士） | |
| 五比為閭 | 二十五家 | 閭胥（中士） | |
| 四閭為族 | 百家 | 族師（上士） | |
| 五族為党 | 五百家 | 党正（下大夫） | |
| 五党為州 | 二千五百家 | 州長（中大夫） | |
| 五州為郷 | 一万二千五百家 | 郷大夫（卿） | |

○六軍（一軍）

| | | |
|---|---|---|
| 五人為伍 | 五人 | 伍長（下士） |
| 五伍為両 | 二十五人 | 両司馬（中士） |
| 四両為卒 | 百人 | 卒長（上士） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 五卒為旅 | 五百人 | 旅帥（下大夫） | |
| 五旅為師 | 二千五百人 | 師帥（中大夫） | |
| 五師為軍 | 一万二千五百人 | 軍将（卿） | |

となる。両表を対照すると、組織・人数・爵位は全く相等しい。六郷の比・閭・族・党・州・郷は六軍の伍・両・卒・旅・師・軍にそのまま移行し得るのである。つまり、郷大夫が軍将であるからには、郷官の州長・党正・族師・閭胥・比長は、有事には師帥・旅帥・卒長・両司馬・伍長として六軍に組織されると考えられるのである。そして、人数に問題はあるが、六官と六郷に同様な考え方を当て嵌めると、郷大夫が六官の卿であるからには、州長以下の郷官も六官の中大夫・下大夫・上士・中士・下士を兼ねると推測することもできよう。

是に於いて賈逵の解釈の特徴を摑むことができる。賈逵は、『周礼』の本来的な性格である行政法典という視点からあらためてみ、煩瑣な礼解釈に執着せず、行政組織として『周礼』を綜合していこうとする態度をとったと思われるのである。六官・六郷・六軍と平面的には分化している行政機関を緊密に連関・統整し、王者にそれを集中していく、『周礼』国家の行政体系の大綱を示そうとしているのではないか。つまり、賈逵は、緻密でしかも網羅的な秩序体系の構築を強いて志向せず、主としてその根幹である行政体系に「春秋の義」を具現せんとしたのであろう。

斯く考えると、賈逵の解釈は、既述の制礼作楽運動と特に不可分の関係を有していたことが知られる。秩序体系確立を目的としたその運動に於いて、『周礼』を奉ずる者は行政組織の再編を志向した。賈逵はこの状況を十分意識し、『周礼』解釈に行政組織原理を提示したと思われるのである。それでこそ、賈逵の『周礼解詁』が当時に於いて圧倒的な勢位を占めていた理由が判明するのであった。

(3) 賈逵の解釈の評価

最後に、賈逵のこの見解に対する後の評価を述べる。東漢時は、許慎[18]を除くと否定されていた。馬融は誤りであると断じ、鄭玄は、六軍の兵卒は六郷から徴発することに関しては是認し、「因農事而定軍令者也」（小司徒注）と注するが、軍将即郷大夫説は否定し、六官の卿と六郷大夫の適任者を軍将に任命すると考える。『周礼』に於ける卿を十二卿と看做すのである。しかし、賈逵の見解は、三国（魏）の劉劭の『爵制』[19]、宋の薛衡の『周礼序官考』、明の王応電の『周礼伝』[20]などに継承・敷衍され、『周礼義疏』（清・高宗勅撰）に至って、『周礼』の行政組織構築の根幹として捉えられるのであった。従って、寧ろ後世に与えた影響は大で、鄭玄

らは評価しないものの、『周礼』解釈史に於いて没却し得ないものであると言わなければならないであろう。

## 六　鄭玄の解釈へ

以上、鄭玄に至る『周礼』解釈の変遷を概述したのであるが、鄭衆・賈逵の解釈は、基礎的な校勘・訓詁を経て、劉漢王朝を対象に持つ、集権国家秩序体系組成を志向したものであった。しかし、『周礼』解釈は、あくまでも『周礼』国家のための解釈であり、その『周礼』国家は、政治体制の基本的規律である、国家権力と被治者を規定する行政法というべき『周礼』をまって、はじめてその内容が確定されるものである。そのため、一旦、その行政法を明確にするために解釈が企図された場合、国家権力が家庭生活から国家社会まで統制し、求心的な結合関係を具体的に規定する秩序体系が現出する。従って、斯くの如き解釈がなされた後は、それにはずれる斬新な解釈や特殊な異説は容認されず、また解釈の対象として特に漢王朝などと限定されなくなる。あとはその解釈をいかに充実・敷衍するかが問われるだけである。

鄭玄の『周礼』解釈はかかる解釈志向を持つものであった。つまり、方法論としては、秩序体系の根幹である行政体系を重視する賈逵の解釈を継承せず、鄭衆の解釈の方向を敷衍して、[21] 特に『三礼』の緊密な関連付けと体系化を企図し、普遍性を持つ客観規範と捉えられる、広範囲な秩序体系である「周礼体系」を構築したのであった。かくして、鄭玄の解釈は、他からの批判にも耐え得ることができ、礼解釈の続く限り、その権威として君臨していたのである。

### 注

(1) 『周礼』はもと『周官』といい、『漢書』「芸文志」には『周官経』六篇とある。『周礼』・『周官』の名称に就いての考察は、宇野精一『中国古典学の展開』二頁―十一頁にある。参照されたい。尚、本稿は便宜上『周礼』に統一する。

(2) 加賀栄治『中国古典解釈史―魏晋篇』第二章第三節二・三

(3) 馬融の『周官伝』は、経・注合したはじめての解釈書であり、鄭玄に影響を与えたと思われるが、鄭玄が一条も援引していないため、特に論じない。また、鄭玄は鄭衆の解釈の方向を継承・敷衍したものと思われるため、鄭衆の解釈を詳論する。

(4) 以上の杜子春の解釈に就いては、拙稿「鄭玄の周礼解釈に就いて」(東洋文化復刊四十号)を参照されたい。(A)校勘・訓詁に関するもの、(B)礼制に関するもの、と二点に分類し、やや詳しく考察しておいた。

(5) 鎌田正『左伝の成立と其の展開』第二篇第二章第一節二参照。

(6) 鄭玄は杜子春に従い「蕭茅」を二事に解して、「詩所云、取

蕭祭脂。郊特牲云、蕭合黍稷、臭陽達於牆屋、故既薦、然後焫蕭合羶香。合羶香者、是蕭之謂也。茅以共祭之苴、亦以縮酒、苴以藉祭。縮酒泲酒也。醴斉縮酒」と述ぶ。

(7) (5)と同じ。

(8) 「序周礼廃興」引馬融『周官伝』序に、「(劉歆)又多鋭精于春秋、末年乃知其周公致太平之迹、迹具在斯」とある。

(9) 隠公四年の経文「夏、公及宋公遇于清」に対して、「周礼、諸侯冬見天子曰遇。劉氏因此名以説春秋。自与伝違」(隠公四年左伝疏引杜預春秋釈例)とある。

(10) 拙稿「両漢に於ける『獲麟』解釈に就いて」(東京教育大学漢文学会々報三十六号)を参照されたい。また鄭玄に至ってそれは体系的に捉えられる。拙稿「鄭玄の春秋学に関する私見」(学習院高等科研究紀要九号)を参照されたい。

(11) 安居香山「後漢における受命改制と緯書思想」(大正大学研究紀要第五十一輯)に詳論がある。

(12) 例えば、『続漢書』「百官志」一に「昔周公作周官、分職著明、法度相持、王室雖微、猶能久存。今其遺書、所以観周室牧民之徳既至、又其有益来事之範、殆未有所窮也。故新汲令王隆作小学漢官篇」とあり、その注に胡広の『漢官篇解詁』叙を引いて、「前安帝時、越騎校尉劉千秋校書東観、好事者樊長孫与書曰、漢家礼儀、叔孫通等所草創、皆随律令在理官、蔵於几閣、無記録者、久令二代之業、闇而不彰。誠宜撰次、依擬周礼、定位分職、各有条序、令人無愚智、入朝不惑。君以公族元老、正丁其任、焉可以已。劉君甚然其言、与邑子通人郎中張平子参議未定、而劉君遷為宗正衛尉、平子為尚書郎太史令、各務其職、未暇恤也。至順帝時、平子為侍中典校書、方作周官解説、乃欲以漸次述漢事、会復遷河間相、遂莫能立也。述作之功、独不易矣。既感斯言、顧見故新汲令王文山小学為漢官篇、略道公卿外内之職、旁及四夷、博物条暢、多所発明、足以知旧制儀品。(以下略)」とある。

(13) 基準をどこに置くかで援引数に多少の違いが生じる。そこで王応麟の『漢制攷』に依拠した。ところが用いた汲古閣本には巻二の一部(「冬官攷工記」の一部)に闕がある。約数を示すのみにした。

(14) 西田太一郎『中国刑法史研究』第四章に詳論がある。

(15) 戸川芳郎「史官—偶談の余(5)」・「漢書の志・表—偶談の余(6)」(漢文教室百十二号・百十三号)に啓発された。

(16) 以上は「天官」小宰注・「地官」序官疏引『鄭志』・『毛詩』「周頌」維天之命序注に依る。

(17) 鎌田、前掲書、第二篇第二章第二節参照。

(18) 『説文解字』に「郷、国離邑所封郷、封圻之内六郷、六卿治之」とあり、賈逵に従う。

(19) 『続漢書』「百官志」五注に「劉劭爵制曰、(中略)古者天子寄軍政於六卿、居則以田、警則以戦、所謂入使治之、出使長之、素信者与衆相得也。故啓伐有扈、乃召六卿、大夫之在軍為将者也。及周之六卿、亦以居軍、在国也則以比長閭胥族師党正州長郷大夫為称、其在車也則以卒伍司馬将軍為号、所以異在国之名也。(以下略)」とある。

(20) 薛衡の『周礼序官考』は今は見ることができない。また王応電の『周礼伝』に就いては朱彝尊は「存」と述ぶ。しかし、私は『周礼義疏』に於ける援引によって薛衡・王応電の解釈を知った。その解釈はともに長文であるため、ここで紹介することはできないが、日本の『周礼』解釈者である会沢正志斎は『読周官』を著し、『義疏』に依拠し自説を開陳しており、『義疏』の援引は夥しく、薛衡・王応電の解釈も引かれている。拙稿「会沢正志斎『読周官』〈総論〉訓注」（学習院高等科研究紀要十号）を参照されたい。

(21) かくて、鄭玄は鄭衆の解釈に対して「同宗之大儒、明于典籍、恂識皇祖周官之義」（序周礼廃興引鄭玄周礼注序）と高い評価を与えるのであった。